大阪府新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊施設等移送業務（その４）仕様書

１　目的

この仕様書で定める業務は、大阪府内での新型コロナウイルス感染症患者が増加する中、医療崩壊を防ぎ、感染拡大に備えた医療提供体制・療養体制を図るため、大阪府において、府内の当該感染症の軽症者や無症状者（以下「患者」という。）の療養に備えた宿泊施設など大阪府（以下「府」という。）の指定する場所（以下「宿泊施設等」という。）への移送を行うことを目的とする。

２　業務概要

1. 受注者が管理する乗合車両（以下「移送車両」という。）により府の指示する場所から前項の宿泊施設等へ患者の移送を行う車両運行業務
2. 前号の業務を実施するための府との患者移送のための連絡調整業務

３　業務期間

令和２年１０月１日から令和２年１２月３１日まで

　　なお、患者の発生状況等、移送の必要に応じて、期間延長等を行うことがある。期間延長等を行う場合は、府は受注者へ業務期間終了７日前までに協議を行う。

４　業務時間

　　原則として、移送業務の時間が９時から21時まで（12時間）とする。ただし、不測の事態により、移送業務中に21時を過ぎた場合は、当該移送業務が完了するまでとする。

５　受注者の要件

受注者において本業務に必要な道路運送法の許可等を有していること。

６　業務内容

1. 業務の範囲

ア）業務開始前の準備

イ）運行前準備及び移送車両の待機場所等の確保

　　ウ）移送車両の運転

　　エ）移送完了後の完了報告

　　オ）移送車両の消毒等

　　カ）移送連絡担当者の府の指定する場所への配置

　　キ）その他アからオまでの業務に付帯する一切の業務

　(2)業務開始前の準備

　　ア）移送車両は、運転席と助手席の運転エリアと後部座席の乗車エリアに区分し、ビニールシートやアクリル板等で養生テープ等を用いる等により前後の席を遮断する隔壁を設置すること。なお、隔壁は患者とのコミュニケーションが取れるよう透明か半透明が望ましい。

イ）移送車両及び運転者の感染防護措置並びに移送車両の消毒等について、契約締結後に受注者に対して別途提示するので、業務期間開始前に府の確認を受けること。

　(3)運行前準備及び移送車両の待機場所の確保

　　ア）運転者は、毎日、体温を測定し記録し、乗務に適さない体調不良等がある場合、受注者は運転者に対し当日の業務を見合わせさせること。

　　イ）業務時間中の移送車両の待機場所及び業務時間外の保管場所の確保は、感染防護措置を講じた上で受注者の責任で行うこと。

　 (4)移送車両の運転

ア）運転を行う区間

　　　　・大阪府内の医療機関、患者自宅等から宿泊施設

　　　　・宿泊施設から大阪府内の医療機関

　　　　・患者自宅等から大阪府内の医療機関

　　　　・その他、府が指示する区間

イ）宿泊施設の名称及び場所（令和２年９月１日現在）※

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊施設名称 | 宿泊施設場所 |
| スーパーホテル大阪天然温泉 | 大阪市西区江戸堀３丁目６－３５ |
| 大阪アカデミア | 大阪市住之江区南港北１丁目３－５ |
| ホテルイルグランデ梅田 | 大阪市北区西天満３丁目５-２３ |
| ザ・ビー大阪御堂筋 | 大阪市中央区北久宝寺町４丁目１－１２ |
| ホテルコンソルト新大阪 | 大阪市淀川区西中島１丁目１２－７ |

※宿泊施設は、今後、患者の療養の必要に応じて追加設置等される場合がある。

　　ウ）運転者の感染防護措置

 ・業務にあたっては、運転者は、患者との接触、感染の恐れのある空間に立ち入ること等、感染の恐れのある行為は行わないこと。

　　　　・患者の移送時には運転者はマスク及び手袋を装着し、患者の乗降の際には患者が触れた場所に直接触れないよう注意する等、運転者がウイルスに曝露しない感染防護措置を講じること。

　　　　・車内の換気を行うため、移送車両の空調は外気導入として雨天時でも窓を開けて走行すること。

　　　　・移送に使用したマスク、手袋は廃棄するとともに、手袋を外した後すぐに手洗い等手指消毒を行うこと。

　(5)移送完了後の完了報告

　　　業務状況の報告には、移送の車両、日時、区間、人数等を記載することとし、受注者は、業務終了日から10日以内に府へ報告書を提出すること。なお、府は必要に応じて受注者に対し随時の報告を求めることがある。

　(6)移送車両の消毒等

　　　１日の業務終了後に、患者を移送した後の車内について、患者等が触れた部分については特に念入りに、それ以外の車内全体も含めて高濃度アルコール等の消毒剤を用いて清拭すること。

消毒、清掃作業に当たってはマスク及び手袋等の感染防護措置を講じて実施するとともに、終了後、マスク、手袋、クロス等は廃棄するとともに、手袋を外した後すぐに手洗い等手指消毒を行うこと。

　(7) 移送連絡担当者の府の指定する場所への配置

　　　府担当職員との連絡調整の任にあたるため、受注者の移送連絡担当者を府の指定する場所へ派遣し配車調整を行うこと。なお、府の指定する場所とは大阪府庁内（大阪市中央区）を予定している。

７　移送車両及び数量

1. 移送車両は、ア、イのいずれの要件も満たすこと。
2. 運転席と助手席の運転エリアを除く後部座席の乗車エリアに３列以上の座席があり、運転席と助手席を含めた車両の乗車定員が11人未満の車両であること。

※なお、後部座席の乗車エリアの最前列の座席は、運転者と患者との距離を十分

に確保するため座席としては使用しないことを想定している。

1. 運転席から乗車エリアのドアの自動開閉ができること。
2. 数量

３台

ただし、患者搬送数の増加等により、移送車両の追加が必要と判断した場合、府は受注者と協議の上、変更契約により移送車両を２台まで追加を要請することがある。その場合、変更契約締結後、５日程度で追加が可能であること。

８　管理体制

　(1)業務を円滑かつ確実に履行するため、業務管理責任者を定め府へ報告すること。

　(2)業務管理責任者は、業務を総括管理し、業務に関する府の指示及び連絡を受ける任にあたること。

９　交通事故等の措置

　　業務中に自動車事故等が発生した場合は、速やかにその旨を府に報告し、受注者の責任において適切に事故処理業務等を行うこと。

10　秘密の保持等

　　業務においては、患者等の人権やプライバシーへの配慮等、法令の遵守に努めること。

また、移送車両の運行にあたっては、アイドリングの禁止等の環境問題に関する法令の遵守並びに交通マナーの向上に関する教育を運転者に対し行うとともに、この契約の履行に関して知り得た秘密の保持に万全を期すこと。なお、本業務の遂行に関し、府の定める様式により誓約書を提出すること。

11　経費の負担

　　この業務実施に要する経費のすべてを受注者が負担する。この経費として次の各号のものを想定している。

　(1)移送車両の運行上必要な燃料、オイル等の消耗物品

　(2)有料道路通行料等

　(3)その他車検整備等、移送車両の維持管理に必要な経費

　(4)運転者の感染防止措置に必要な物品及び廃棄等に必要な経費

　(5)移送車両の消毒等に必要な物品及び廃棄等に必要な経費

　(6)その他受注者が負担することが適当であると認められる経費

12　免責

受注者の運転者等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも、府はその責任を一切負わない。

13　細部事項

　　この仕様書に記載のない細部事項については、府が受注者に別途指示する。

 　なお、受注者の感染対策等については、この仕様書及び府が別途提示するものの他、受注者の責任において適宜実施すること。

14　その他

1. 乗用自動車に関係する法令等の知識の習得など、業務履行に必要な研修は、受注者が責任を持って行うこととする。
2. その他、本仕様書に定めのない事項については、府と受注者が別途協議の上、定めるものとする。